



【かしこい消費者になるための社会人基礎力向上セミナー資料・受講者限り】

# 新社会人に気をつけてほしい商取引

令和5年12月13日

沖縄総合事務局経済産業部 消費者相談室

## 契約クイズ 1

### Q 1 お店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき
- ② 代金を支払ったとき
- ③ 商品を受け取ったとき

## 契約クイズ2

**Q2 お店で買った物が、使う前に不要になった。解約できるでしょうか？**

- ① 解約できる (レシートがあり、商品を開封していなければ)
- ② 解約できない

(参考資料) 消費者庁 社会への扉

# エシカル（倫理的な）消費

今だけ

ここだけ

私だけ



未来

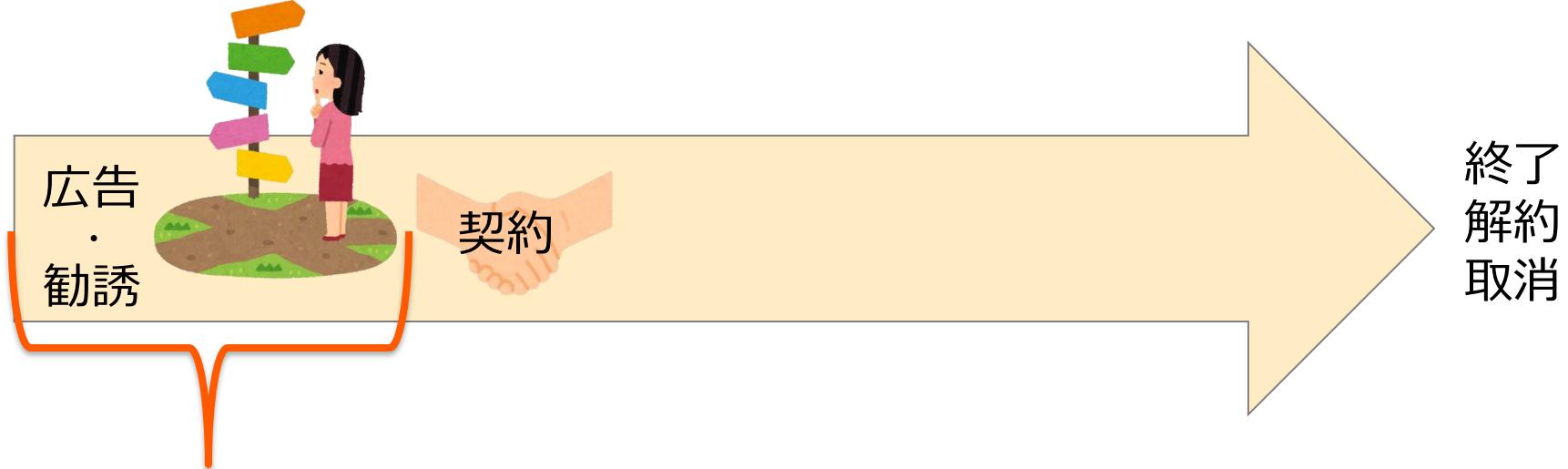
地域 世界

みんなの



自分のためだけでなく、地球環境や未来にも負荷を与えない

# かしこい消費者スキル ① 「気づく」



か： 確認し 考える 時間を 確保

き： 違和感に気づいたら 黄色信号



(参考) 消費者教育推進会議 資料

# 脱毛エステ (特定継続的役務提供)

## 契約書面

お名前 沖縄 経太郎 様

令和4年4月1日

ご利用されるサービス（施術・商品）の内容をご確認ください。

### 1. ご利用希望サービス（施術）

サービス名・内容	回数	1回当たり 単価	1回当たり 時間	総時間数	価格
プレミアム脱毛	4	75,000	45分	3	300,000
5回目以降無料サービス			45分		0

### 2. 契約日

2022年4月1日

### 3. 有効期限

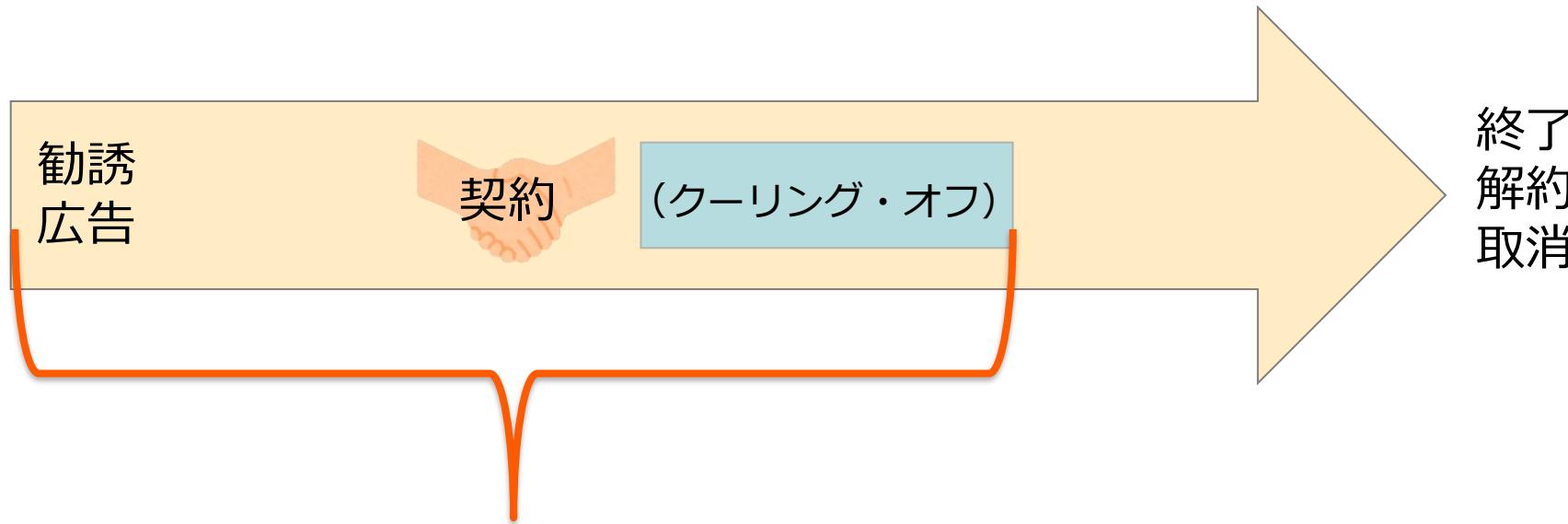
2023年3月31日



期間が1ヶ月を超え、  
契約金額が5万円を超える  
エステの契約は  
特定商取引法の規制を受ける

- ・クーリング・オフ（8日間）
- ・中途解約 等

# かしこい消費者スキル ② 「断る」



クリティカルシンキング クーリング・オフ

# 特定商取引法 消費者トラブルが起きやすい7類型

消費者が自ら求めない  
のに販売の勧誘を受ける

事業者と対面して商品や  
販売条件を確認できない

長期・高額の負担を伴い  
解約等のルールが不明確

ビジネスに不慣れな  
個人を勧誘する

## 訪問販売

営業所以外の場所で  
商品の販売等を行う

8

## 通信販売

消費者が  
通信手段で申込み  
(電話、郵送、  
インターネット等)

## 電話勧誘販売

消費者に電話をかけて勧誘し、販売等を行う

8

## 訪問購入

営業所以外の場所で  
物品を買い取る

8

## 特定継続的 役務提供

特定の7種類の  
サービスについて、  
長期・高額の契約を  
締結して行う

8

- ・エステティック
- ・美容医療
- ・語学教室
- ・家庭教師
- ・学習塾
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス

## 連鎖販売取引

「他の人を販売員に  
するとあなたも収入が  
得られる」と  
消費者を勧誘し、  
商品等を買わせる

20

## 業務提供 誘引販売取引

「仕事を紹介するので  
収入が得られる」と消  
費者を勧誘し、その仕  
事に必要であるとして、  
商品等を買わせる

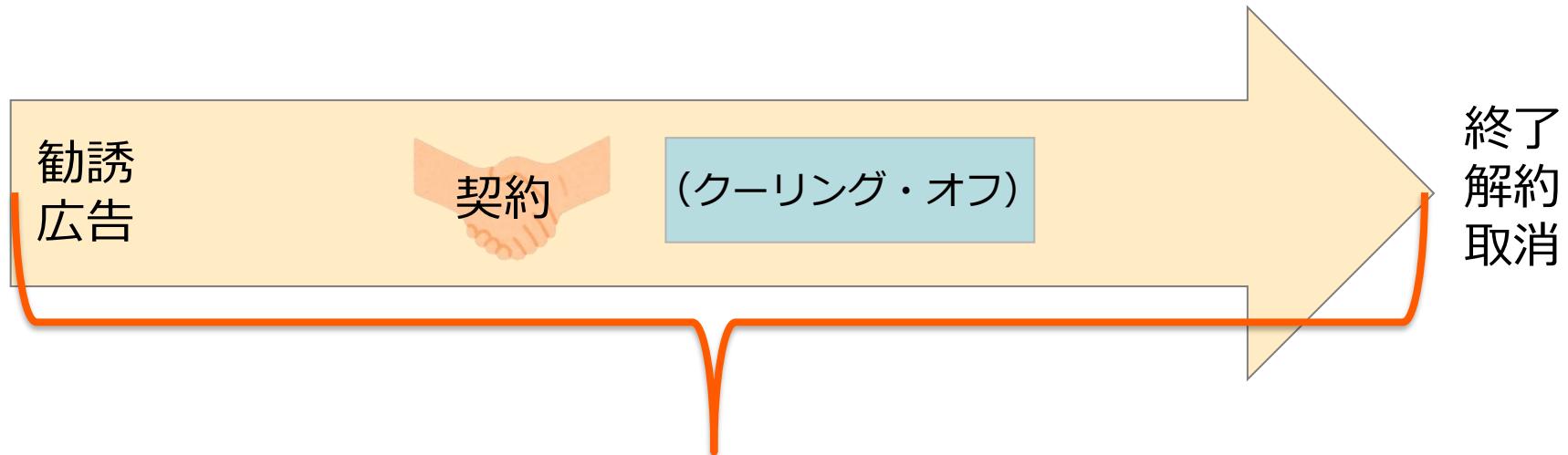
20

# インターネット通販



- 他所と比較して  
→ 焦らされ、すぐ契約しない  
安い金額には用心（批判的思考で）
  
- 特定商取引法に基づく表記で確認  
→ 「どこと」 契約をするか  
信頼できるか（公式サイトか？）  
→ 購入前に問い合わせ、  
連絡ができる事業者か等確認する人も
  
- 最終確認画面等をスクリーンショット等で保存する  
→ 1) 分量  
2) 価格  
3) 支払の時期・方法  
4) 引渡時期  
5) 返品、解約  
6) 期限がある場合は、その申込期間

# かしこい消費者スキル ③ 「相談する」



け： 携帯電話に 契約内容を保存  
こ： 困ったら すぐ 相談

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

沖縄総合事務局 経済産業部 消費者相談室  
☎ 098-862-4373

# 消費者トラブルにあったとき、あなたはどうしますか？

## 相談する

☎188

消費生活センター等

事業者  
(お客様相談室)

法律相談等

助言

解決

あっせん

解決せず

全国で受け付けた相談が集約、分析される

被害の未然防止、拡大防止に役立つ

国（消費者庁・経済産業省等）や  
都道府県による 行政処分

法律の整備

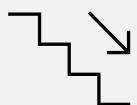
安全  
安心な  
暮らし

健全な事業者が育つ  
良質で安全な  
商品・サービス増

製品や  
サービスの  
改善

## 相談しない

あきらめる



不正な取引 製品等の事故が  
引き続き起こる

被害の拡大

（参考資料）消費者庁 社会への扉 あなたの行動が社会を変える！

# 職場での契約トラブル

## 資格商法 二次被害

資格取得の講座を  
勧誘する電話があった。

興味があるので契約した。

講座終了後、  
「講座を完了するには  
手数料が必要だ」と  
職場に何度も名指しで電話が入る。

## 求人広告

「インターネット上の求人サイトに  
無料で求人広告の掲載ができます」  
と電話があった。

送られてきた用紙に  
求人内容等を書いてFAXで送った。

1カ月後、  
「無料期間は終了し、自動で有料期間に  
なっている。代金を支払うように」  
と請求を受けた。



## 代金引換



店長宛ての荷物が、代引きで届いた。  
不在だったので、代金を立て替え受け取った。  
戻ってきた店長は注文した覚えもない商品だと言う。

# 消費者教育ポータルサイト（消費者庁）

消費者教育の教材や取り組み事例、注意喚起チラシ等の情報を収集し提供する消費者庁のウェブサイト

消費者教育ポータルサイト

検索

<https://www.kportal.caa.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Consumer Education Portal. At the top, there is a header with the site's name and a search bar. Below the header, there are five navigation links: '当サイトについて', '教材を探す', '取組事例を見る', '講師を探す', and '注意喚起チラシを探す'. The main content area features a yellow background with a white illustration of four people at a table, one holding a laptop and others looking at documents. To the left of the illustration, there is explanatory text. At the bottom, there is another search bar and a footer with several hashtags.

当サイトについて 教材を探す 取組事例を見る 講師を探す 注意喚起チラシを探す

「消費者教育ポータルサイト」は、  
消費者教育に関する  
さまざまな情報を共有し、  
みんなで育てていく  
サイトです。

#契約 #成年年齢引き下げ #インターネット #消費者トラブル #クーリング・オフ

ありがとうございました



消費者ホットライン188イメージキャラクター  
「イヤヤン」

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

沖縄総合事務局 経済産業部 消費者相談室  
☎ 098-862-4373